

令和3年の目標

有益な経営提言

(税)永田会計

令和3年10月1日からインボイス制度の登録申請受付開始！

制度の概要

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応した新しい仕入税額控除の方式のこと。

課税仕入に係る消費税等について仕入税額控除を行うためには、帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）が交付する適格請求書（インボイス）の保存が要件となる。登録を受けていない事業者からの課税仕入は、原則として、仕入税額控除ができない。

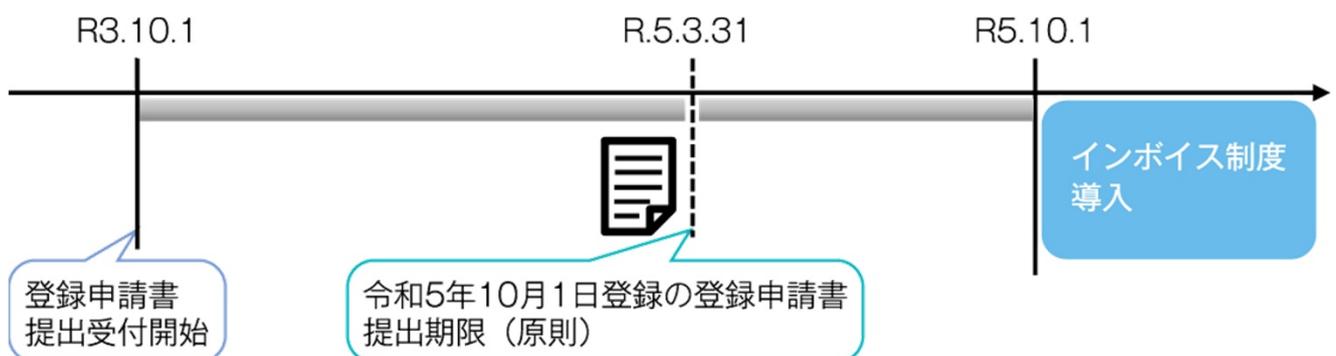
登録申請手続きの概要

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を管轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要がある。

登録を受けることができるのは課税事業者に限られる。ただし、免税事業者であっても登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときは申請書を提出できる。

登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から登録受付開始。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がある。



免税事業者の登録申請手続き等

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく「課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。ただし、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」）から課税事業者となる経過措置が設けられているため、「課税事業者選択届出書」の提出は必要ない。

免税事業者の登録上の留意点

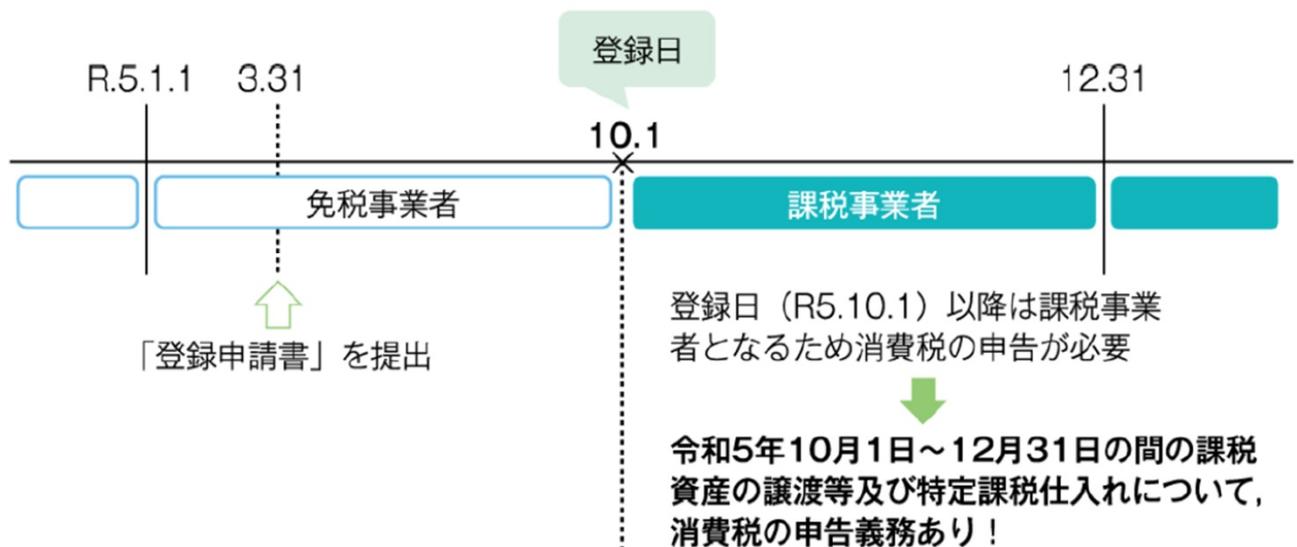
適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者とならないので留意する必要がある。

★登録を受けるかどうかは、事業者の任意である。

消費税の申告義務について

令和5年分について免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合、登録日である令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となる。

◆免税事業者が令和5年10月1日に登録を受ける場合



MyKomon 様より引用

※国税庁による特設サイトやオンライン説明会の実施

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイトでは、説明会の開催案内や解説動画などを随時掲載。
- オンライン説明会では、全国どこからでも無料で参加可能です。基本的な事項や留意点、またチャット機能での質疑応答も行っています。

説明会サイト



特設サイト

